

受託団体名	大阪府教育委員会
-------	----------

## I 概要

### 1 モデル地域の概要

#### ①モデル地域の種類

○	I型（連携型：特別支援学校高等部及び高等学校の連携）
	II型（単独型：特別支援学校高等部のみ）
	III型（単独型：高等学校のみ）

#### ②モデル校の一覧

設置者	学校種	課程又は障害種	学校名（ふりがなを付すこと）
大阪府	特別支援学校	知的障がい	大阪府立高槻支援学校 （おおさかふりつたかつきしえんがっこう）
大阪府	特別支援学校	知的障がい	大阪府立寝屋川支援学校 （おおさかふりつねやがわしえんがっこう）
大阪府	特別支援学校	知的障がい・肢体不自由併置	大阪府立堺支援学校 （おおさかふりつさかいしえんがっこう）
大阪府	高等学校	全日制	大阪府立柴島高等学校 （おおさかふりつくにじまこうとうがっこう）
大阪府	高等学校	全日制	大阪府立枚方なぎさ高等学校 （おおさかふりつひらかたなぎさこうとうがっこう）
大阪府	高等学校	全日制	大阪府立堺東高等学校 （おおさかふりつさかいひがしこうとうがっこう）

## 2 研究課題

支援学校及び高等学校における知的障がい生徒の就労支援・キャリア教育の強化

- ・生徒・保護者の就労意欲・意識育成
- ・職業教育・職場実習・進路学習の充実
- ・教員への就労支援研修実施
- ・支援学校と高等学校の情報共有体制の構築

## 3 研究の概要

大阪府立の知的障がい支援学校高等部においては、卒業生の就職率は平成 24 年度 26.2%と全国平均 30.2%に届いておらず、更なる就労支援・キャリア教育の強化が必要となっている。

一方、高等学校においても在籍する障がいのある生徒に対する就労支援のノウハウが必要となってきた。

このことを踏まえ本事業は、大阪府における障がいのある生徒の自立と社会参加を推進することを目的として、支援学校においては、更なる企業等のニーズや実情を踏まえた授業の改善や早期からのキャリア教育の充実により生徒の就労意欲を高め、高等学校においては、支援学校の就労支援のノウハウを参考に指導・支援の充実を図ることとする。

具体的には、モデル校として支援学校を指定し、本事業を推進する「コーディネーター」を配置し、授業改善プランを検討評価し、学校の取組を支援するための「就労支援ネットワーク会議」を設置すること等により、就労支援・キャリア教育強化に取り組む。

また高等学校においては「コーディネーター」が巡回訪問し、教員の就労支援研修等を実施する。

## 4 研究の成果

キャリア教育の観点からの授業改善の助言、コーディネーターを活用した実習企業の開拓、就労支援ネットワーク会議を活用した地域連携等に取り組む、モデル校 3 校において以下の成果が見られた。

- ・学校独自の技能検定（清掃技能）、教材（実習ガイダンス）等の開発。
- ・コーディネーターを核とした職場実習受入企業の開拓（計 67 社訪問、うち 44 社で受入可能、16 社で生徒 19 人が実習実施）。
- ・就労支援ネットワーク会議（計 9 回開催）における助言をふまえた授業改善。
- ・高等学校生徒の職場実習巡回指導にコーディネーターが同行し、高等学校教員に実習現場における指導・支援のノウハウを提供。等

また、これらの取組の結果、モデルとなっている支援学校 3 校にて、就職率の改善が見られた。

	平成 25 年度 就職者数 (%)	平成 26 年度就職者数 (%) (平成 27 年 3 月末現在)
大阪府立高槻支援学校	5 人 (10.4%)	8 人 (17.8%)
大阪府立寝屋川支援学校	5 人 (12.2%)	6 人 (16.2%)
大阪府立堺支援学校	4 人 (15.4%)	7 人 (21.2%)

## 5 課題と今後の方策

本事業（1年間）に取り組むことで明らかになった課題は以下のとおりである。

①本事業で開発した技能検定や教材を活用していく教育課程全体の改善

技能検定や教材の大阪府全体での共有化

②職場実習受入企業開拓ノウハウの支援学校教職員への定着

③高等学校教職員への就労支援ノウハウの共有

これらの課題をふまえ、平成 27 年度については、平成 26 年度と同じ学校をモデル校と位置付け、キャリア教育の観点から引き続き授業や教育課程の改善をすすめる。具体的には、以下の取組みを行う。

①技能検定やガイダンス教材をさらに改善し、年間授業計画に位置づけることで、生徒の就労へのモチベーションを向上させるとともに、より適切な仕事のマッチングをめざす。

技能検定や教材等を他校でも試行することで、大阪府全体でのモデル化を進める。

②職場実習受入企業開拓について、教職員がコーディネーターから OJT で学ぶとともに、コーディネーターを講師として実施する就労支援研修で、職場実習受入企業開拓の具体的な方法について実践的に学ぶことで、教員とは違うコーディネーターの視点から見た生徒の就労の可能性、支援のあり方を知り、生徒の自己実現や就労支援に関する意識を変える。

③高等学校教員が、障がいのある生徒の職場実習における指導について、コーディネーターと同行することで、企業への働きかけや実習生徒への具体的な支援の方法について学ぶ。

④校内組織や、就労支援ネットワーク会議を活用して、就労支援に関する専門性を向上させるための PDCA サイクルの仕組みを確立する。

※大阪府では「障害」を「障がい」と表記